

エジプトにおける著作権保護

MADDOCK & BRIGHT IP LAW OFFICE Abdel Wahab Moustafa



Maddock & Bright IP Law Office は、1949年に設立された知財を専門とするエジプト法律事務所。エジプトのみならず中東および北アフリカにもオフィスを構える。Abdelwahab Moustafa氏は、Maddock & Bright事務所のパートナー弁護士であり、知的財産分野において15年の経験を有する。特許、意匠の出願や訴訟、知的財産権全般のライセンスやコンサルティングを行っている。

1. 著作権関連法と条約

著作権および著作隣接権に関するエジプトの法律は、エジプト知的財産権法（2002年法律第82号、以下「知財法」）の第三章「著作権および著作隣接権」として規定されている。エジプトはまた、「ベルヌ条約」（1971年パリ改正条約）、「WIPO条約」、「レコードの無許可複製に対するレコード制作者の保護に関するジュネーブ条約」およびTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の締約国である。さらに、エジプトには著作権管理団体であるエジプトアラブ共和国著作者・作曲者・出版者協会（Society of Authors, Composers and Publishers of Arab Republic of Egypt : SACERAU）が存在する。

2. 著作権侵害

2-1. 侵害行為

知財法は複数の条項で著作権侵害を構成する行為について規定している（知的財産権保護法の第179条～第181条）。各条項に掲げられた主な侵害行為は以下の通りである。

(1)知財法の規定に違反すること。特に、著作権（経済的権利）、著作者人格権（人格権）および著作隣接権を侵害すること

- (2) 著作者もしくは隣接権の所有者から事前に書面による許可を得ることなく、保護された著作物、録音物もしくは放送番組を何らかの形で販売し、貸与し、または流通させること
- (3) 著作物、録音物もしくは放送番組を故意に模倣すること。または著作権を侵害する著作物、録音物もしくは放送番組を故意に販売し、あるいは販売、流通もしくは貸与に供すること
- (4) 外国で公表された著作物、録音物もしくは放送番組を故意に模倣すること。または著作権を侵害する著作物、録音物もしくは放送番組を故意に販売し、または著作権侵害に相当する前記著作物の複製を故意に販売し、販売もしくは流通に供し、賃貸し、あるいは外国に輸出すること
- (5) 著作者もしくは隣接権の所有者から事前に書面による許可を得ることなく、コンピュータネットワーク、インターネット、情報ネットワーク、通信ネットワークその他の技術的手段を通じて、著作物、録音物、保護された放送番組もしくは上演を公開すること
- (6) 著作者もしくは隣接権の所有者が採用した暗号化等の技術的保護手段を、悪意で除去、制限もしくは妨害すること

2-2. 救済

著作権法、訴訟法、民法および証拠法は、著作権および著作隣接権の所有者の権利が侵害された場合に、権利者が請求できる救済を規定している。この救済には、以下のものが含まれる。

(1) 著作権および著作隣接権の侵害を停止させるための、以下の措置を含む暫定的措置

著作物、上演、録音物もしくは放送番組の公表、展示、複製もしくは制作の停止。原著物および侵害複製ならびに再出版もしくは複製にのみ使用される素材の差押え。著作物、上演、録音物もしくは放送番組の不正利用により得られた収入の算定および没収（知的財産権保護法第 179 条）

(2)利害関係者の請求に基づく、訴訟の提起（知財法第179条および第180条、訴訟法第28～41条、第63～71条、第97～107条、証拠法第20～27条、第131～134条）

(3)原著作物および侵害複製品ならびに再出版もしくは複製にのみ使用された素材の差押え（知的財産権保護法第179条および第181条、訴訟法第319条、第320条および第324条）

(4)侵害品ならびに侵害に使用された設備および装置の没収（知的財産権保護法第181条）

(5)倫理的損害の賠償、損なわれた評判の回復、裁判費用、弁護士報酬、侵害者が著作物の利用により得た利益の範囲を考慮した補償を含む、公正かつ十分な損害賠償を課すことができる（民法第163条、第169条、第171条、第172条、第222条、訴訟法第184～190条）

(6)刑事罰、具体的には1か月以上の禁固および/または5,000～10,000エジプト・ポンドの罰金を科すことができる。侵害品の数に応じて刑罰は加重される。累犯の場合、犯罪を実行した者には3か月以上の禁固および/または10,000～50,000エジプト・ポンドの罰金が科されるものとする

(7)有罪判決が示された場合、犯罪の実行に使用された施設の6ヶ月を超えない期間にわたる閉鎖。累犯の場合は施設の閉鎖は強制的に行われるものとする（知的財産権保護法第181条）

(8)有罪宣告を受けた者の費用負担において行われる、一ないし複数の国内新聞における判決概要の公開（知的財産権保護法第181条）

他に知財法第181条および刑法において、著作権や著作隣接権の侵害罪に対する処罰について規定している。

3. 法の執行

3-1. 執行機関

エジプトにおける著作権法の執行と著作権侵害の取締を遂行する機関は、警察、検察官、情報技術産業開発庁（通信情報技術省の下位機関）、文化省、ならびに税

関である（2006 年省議決定際 3286 号、2007 年検察官定期報告第 11 号、2005 年輸出入法に関する施行規則第 770 号(Executive Regulation No.770 of 2005 Concerning the Law on Import and Export)）。

著作権の登録および監督をする官公庁は以下の 3 つである。

- (a) 文化省。言語著作物、視覚芸術、視聴覚著作物、音楽著作物および録音物を扱う。
- (b) メディア省。著作隣接権を通じた放送団体の保護を監督する。
- (c) 情報通信省。コンピュータソフトウェアおよびデータベースを監督する。

以上の 3 省が責任を負う範囲はいまだに精確に定められていない。登録は保護の前提条件ではないが、著作物の登録により創作の日付を示す証拠を確立することができる。

3-2. 著作権侵害を処理する裁判所

・経済裁判所（The Economic Court）

経済裁判所は法律第 120 号に基づき 2008 年に設立された。同裁判所において、著作権侵害の事案は訓練された裁判官により処理されることになる。経済裁判所の設立は、知的財産分野の発展に重大な影響を及ぼした。同裁判所は、e メールアドレス、IP アドレス、ウェブサイトの IP アドレスなど、電子情報証拠を認容している。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)